

110

消費者110番から

ブリーダーからの ペット購入トラブル



回答

最近、新たに犬や猫を飼育する家庭が増えているようです。それに伴い、ブリーダーから直接ペットを購入する際のトラブルが増えています。

ブリーダーとは、一般的

相談事例

ブリーダー紹介サイトを見て、気に入った子犬を見つけた。サイトを通じて子犬の見学を申し込んだ。すると、ブリーダーから「子犬の販売は見学した順ではなく購入予約した順で決まる。購入予約金を振り込んだ人が優先で、他の客から先に予約金が払われた場合は、紹介できなくなるのでご了承ください」という案内が届いた。また、予約金を振込後、お客様都合でキャンセルした場合は、予約金を返金しないとの記載もある。子犬の代金は10万円で、予約金はその半額だ。先に予約金(5万円)を支払うのは不安だ。

には「家畜やペット、植物などを交配、繁殖、改良する人」のことを言います。このうち、動物を繁殖させ、その動物をペットとして営利目的で販売する場合には、動物愛護管理法に定める第一種動物取扱業として自治体の登録が必要となります。ブリーダーからペットを購入する場合は、まずは自治体に登録しているかどうか調べましょう。

動物愛護管理法では、事業者が直接動物を販売する場合、購入予定者に対してあらかじめ現物確認と対面説明を行うことが定められています。そのため、現物確認をする前に予約金を求められることもあり、支払

い後にブリーダーが管理する飼育施設を訪問したら、飼育環境が劣悪で、においもきつく不衛生で、購入する気になれないということもあるようです。

その他にも、イメージが違ったなどの自己都合でキャンセルすると、予約金が返金されないことが多くあります。事前にキャンセル時の対応を確認しておくことが大切です。

さらに、ペットを購入した後、先天性の病気が判明したり、死亡したりした場合などの対応は、ブリーダーごとに定めており、消費者の希望する対応が得られないこともあります。

また、ブリーダーとトラ

ブルが発生しても、紹介サイトは介入せず、当事者間で解決するよう求めることが多いようです。

購入の際には、飼育施設に向き、施設の清潔さや動物の健康状態を確認し、ブリーダーからの対面での説明をしっかりと聞いて、内容を理解してから契約することが大切です。

見た目の可愛さに一目惚れして安易に購入することは避け、冷静に検討しましょう。

消費者トラブルのご相談は、
徳島県消費者情報センターへ

■問い合わせ先

徳島県消費者情報センター

「消費者110番」

TEL/088(623)0110